

堺市上下水道局法規主任設置規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局法規主任設置規程（平成16年上下水道局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「上下水道局次長」を「上下水道局次長（企業経営担当）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。